

募金のご案内

令和5年10月

学校法人古川学園 上越高等学校

創立120周年記念事業実行委員会

1. 募金の目的

学校法人古川学園上越高等学校の創立120周年記念事業に必要な資金の一部の調達を目的とする（別紙の募金趣意書をご覧ください）。

2. 記念事業に必要な資金の概要

第2体育館の建設	約 1.5億円
専用寮の建設（用地の購入を含む）	約 3億円
合計	約 4.5億円

（経営環境の変化等により見直しが生じる場合があります）

3. 募資金額等

（1）募金総額 3千万円（目標）

（2）募金期間 令和4年10月1日～令和6年9月30日（2年間）

（3）寄付金額 個人1口3,000円、団体・法人1口10,000円

2口以上を希望しますが、金額の多寡にかかわらず、ありがたく頂戴します。

（4）分割寄付 募集期間中に複数回に分割してご寄付頂くこともできます。

4. 寄付金受入口座（創立120周年記念事業寄付 専用口座）

（1）郵便局（ゆうちょ銀行）をご利用の場合

【振替口座番号】 00510-1-48737

【口座名称】 上越高等学校

（払込用紙には氏名、住所、電話番号の記載をお忘れなく）

（2）他行より払込いただく場合

【銀行名・店舗名】 ゆうちょ銀行 ○五九（ゼロゴキュウ）店

【口座種別・番号】 当座 0048737

【口座名義】 上越高等学校

（3）クレジットカード払いによる方法

スマートフォンで、QRコードを読み取り、必要な情報を入力の上、ご決済ください。

上越高校ホームページにもカード決済ページがあります。

今後、クラウドファンディングも実施の予定です。



5. 税制特例（優遇）措置について

学校法人に寄付をする場合に適用される税制上の特例（優遇措置）には以下があります。優遇措置をぜひとも活用されますようお願いいたします。

① 受配者指定寄付金制度

法人：寄付金の全額が損金算入できる。

② 特定公益増進法人*への寄付

個人：①所得控除額＝寄付金額（総所得の40%が上限）－2,000円

②税額控除額＝（寄付金額－2,000円）×40%（所得税額から控除）

（①、②のうち年収等に応じて有利な方を選択可能）

法人：損金算入限度額＝（資本等の金額×0.375%＋当該年度所得×6.25%）×0.5

③ 相続・遺贈による財産の寄付制度

相続・遺贈による財産を寄付・・・相続税の課税価格から除外され、非課税となる。

④ 贈与による寄付制度

財産の譲渡時に発生する譲渡所得課税が、私立学校への贈与の場合は非課税となる。

*当校は該当する。

6. 照会先

創立120周年記念事業ならびに募金に関するお問い合わせは以下にお願い致します。

学校法人古川学園 上越高等学校 事務室（本間、上石）

電話 025-523-2601

Fax 025-522-4515

住所 943-0892 新潟県上越市寺町3-4-34

注) 上記の税制特例の制度の内容を示します。

寄付制度	特 徴
受配者指定 寄付金	日本私立学校振興・共済事業団の受配者指定寄付金制度を利用 寄付者が指定した学校法人へ寄付する制度 ・募集対象事業を特定する必要がない ・期間を限定せず常時受け入れが可能 ・事業団が寄付金の受け入れ審査を行い、寄付金を法人にわたす
特定公益増進 法人	県から特定公益増進法人証明書を該当の学校へ発行 →学校から寄付者へ証明書コピーを手交 寄付金は寄付者から直接学校の口座へ 寄付者は、証明書と領収書を添付して確定申告（①か②を選択）